

フレンドこども園重要事項説明書

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人フレンドこども園
事業者の所在地	長野市川中島町今井字馬場 1344 番地 4
事業者の連絡先	電話：026-284-4315
代表者氏名	理事長 北澤 陽

2 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園		
名 称	フレンドこども園		
所 在 地	長野市川中島町今井字馬場 1344 番地 4		
連 絡 先	電話：026-284-4315 FAX：026-284-7979		
施設長氏名	園長 北澤 陽		
開設年月日	昭和 50 年 4 月 1 日		
利 用 定 員	3号認定（0歳児） 6名 3号認定（1・2歳児） 49名 2号認定（3・4・5歳児） 135名 1号認定（3・4・5歳児） 45名		
敷 地	敷地全体	6,698.32 m ²	
	園 庭	1,900 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造 2 階建	
	延床面積	2,058.02 m ²	
施 設 設 備	乳 児 室	1 室	
	ほ ぶ く 室	1 室	
	保 育 室	10 室	れもん組（2歳）いちご組（2歳児） みかん組（2歳児）うめ組（3歳児） かき組（3歳児）あんず組（3歳児） りんご組（4歳児）もも組（4歳児） ぶどう組（5歳児）なし組（5歳児）
	遊 戯 室	1 室	
	調 理 室	1 室	
	調 乳 室	1 室	

	事務室	2室	
	図書室	1室	
	ランチルーム	1室	3・4・5歳児のみ利用

3 施設の目的・運営方針

フレンドこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供することを目的とします。

(1) 当園は、幼児期における教育・保育の提供にあたって、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 当園は、幼児期における教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 提供する教育・保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

保育目標

安全 健康

あかるく なかよく たくましく

(1) 乳児保育 安全な環境の中で、保育者との丁寧な関わりを通じて信頼関係を築き、基本的な生活習慣を身につけていく。保育者や友達との関わりの中で集団で遊ぶ楽しさを体験する。

(2) 幼児教育 様々な経験を通して日常の生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるとともに、自分で考えて行動する力を身につける。また、行事を通して友達との関わりを深めると共にルールを守ることや他者への思いやりの心を育む。

(3) 食育 健康な生活の基本となるよう、季節の食材を取り入れた給食提供に努め、園内で果実や野菜を育てることで食材に対する知識を深める。

5 職員の体制

園長	1名
副園長	1名
教頭	1名
主幹保育教諭	1名
主任保育教諭	2名
主事保育教諭	7名
専門保育教諭	6名

保育教諭	21名
管理栄養士	1名
栄養士	2名
調理員	4名
事務員	2名
子育て支援員	3名
その他	4名

6 教育・保育の提供を行う時間

・1号認定

開所時間	7時30分～18時30分
教育標準時間	8時30分～16時00分
※1 一時預かり事業	朝：7時30分～8時30分 夕：16時00分～18時30分

※1 一時預かり事業の利用にあたっては、別途下記の利用者負担が必要になります。

- ・30分の利用につき200円（16時00分～16時30分までは無料）

・2号認定・3号認定

開所時間	7時30分～19時00分	
標準開所時間	8時30分～16時30分	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
※2 時間外保育	保育標準時間	夕：18時30分～19時00分※3
	保育短時間	朝：7時30分～8時30分 夕：16時30分～19時00分※3

※2 時間外保育の利用にあたっては、別途下記の利用者負担が必要になります

- ・30分の利用につき200円
- ・18時30分～19時00分の利用は500円
- ・1か月の利用料の上限は8,000円（8,000円を超過しての徴収はありません）

※3 土曜日は18:30までとなります。

7 保育の提供を行う日

1号認定

利用可能日は月曜日から金曜日まで

休園日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び下記記載日

- ・夏季休暇 7月第3月曜日～8月16日
- ・冬期休暇 12月29日～1月3日
- ・春期休暇 3月29日～3月31日
- ・災害などにより保育の提供が不可能となった場合
- ・大雨警戒レベルが3以上の場合

2号認定・3号認定

保育を提供する日は、月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から31日及び翌年1月2日、3日を除きます）

また、下記の場合は保育の提供を取りやめる

- ・災害などにより保育の提供が不可能となった場合
- ・大雨警戒レベルが3以上の場合

8 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

- ・自園調理とします。
- ・完全給食になります。（主食まで提供）

(2) アレルギー対応状況

・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんの状態に合わせますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要になります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料を当園にお支払いただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

下記に掲げる費用を負担していただきます。

利用者負担	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）
給食費	1号認定 月額7,000円（内 副食費5,000円） 2号認定 月額7,500円（内 副食費5,000円） （土曜・一部保育利用の場合は1日あたり350円）
延長保育料（2・3号認定）	30分200円・18:30以降500円（上限8,000円/月）
延長保育料（1号認定）	30分200円
預かり保育料（1号認定）	1日1,500円（給食費含）8/6~8/16は1日2,500円（給食費含）

※領収書は集金袋の領収印及び電子領収書に代えさせていただきます。

(3) 教育・保育の提供に要する上乘徴収に係る利用者負担

下記に掲げる費用を負担していただきます。

施設環境維持費	月額1,500円	施設の機能強化費・維持管理費・修繕費として
---------	----------	-----------------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

入所	2号認定・3号認定については市町村が行った利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。 1号認定については、次項の選考方法により入所を決定する。
----	--

退所	① 園児が小学校に就学したとき ②園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき ③保護者から利用の終了の申し出があったとき ④理由なく保育料（給食費等の利用者負担料を含む）を3か月以上滞納したとき ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、本規定の説明を受け承諾した後、本規定に違反し是正しないとき
他施設との連携	小学校への進学、他施設への転園にあたっては、事前に利用者の同意を得ることを条件に必要な情報を提供し、スムーズな引き継ぎを行います。

11 選考方法

1号認定は願書の受付日以降当園が定める期間内に随時受付、受付締切後定員数を上回る申込があった場合以下の優先順位に従い園長が決定する。

- ① 在園児の弟妹
- ② 抽選による選考

12 嘱託医

(1) 内科・外科

医療機関の名称	竹内メディカルクリニック
医院長名	竹内 貞之
所在地	長野市川中島町今井 1480-5
電話番号	026-254-7733

(2) 歯科

医療機関の名称	こやま歯科医院
医院長名	小山 俊幸
所在地	長野市川中島町今井 1663-8
電話番号	026-283-0688

(3) 学校薬剤師

名称	ドラッグストア・コオノ河野薬局
薬剤師名	河野 貴紀
所在地	長野市川中島町御厨 930-6
電話番号	026-284-4465

13 緊急時の対応

保育時間中に体調の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに保護者へ連絡するとともに、状況によっては、病院へ搬送をする等の措置を行います。また、保護者と連絡が取れない場合であっても、園長等が緊急性を判断した場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を行います。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	第1 避難場所：フレンドこども園園庭 第2 避難場所：川中島中学校 災害発生時は別途定める消防計画書により対応します。
防災設備	自動火災報知機 有 誘導灯 有 ガス漏れ報知器 有 非常警報装置 有 非常用電源 無 スプリンクラー 無 その他、カーテン、壁紙、建具等の防災処理 有
平時の訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練は毎年1回以上実施します。

15 利用者に対しての保険の種類等

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	当園の管理下における園児の負傷、疾病、障害、死亡
保険給付金額	疾病【医療保険並の療養に要する費用の額の4/10】 障害【障害見舞金 最大3,700万円】 死亡【死亡見舞金 最大2,800万円】

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	死亡、障害、後遺症、食中毒
保険の金額	1事故2億円、1名5千万円

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

受付窓口	解決責任者 園長 北澤 陽 受付担当者 副園長 久保田 智子 電話番号 026-284-4315
第三者委員	島田 利子 (連絡先 026-286-2794) 神戸 宗男 (連絡先 026-292-5694)

17 虐待の防止について

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

18 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規定に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすることがあります。

- ・小学校に保育所児童保育要録を送付するとき
- ・園児の生命、安全を守るため緊急を要するとき
- ・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

19 その他の留意事項

(1) 登園・降園について

・登園時間は AM9:00 までとなります。当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は AM9:00 までにご連絡ください。登園は遅くとも AM10:00 までには行ってください。AM10:00 以降の受け入れは原則行いません。降園時間は 1 号認定の方は PM3:30 から、2・3 号認定の方は PM4:00 からです。

・お迎えの時間が遅れる場合あらかじめご連絡ください。

・登降園は原則保護者の方もしくはそれに代わる責任のある方が行ってください。平常と違う方が迎えにこられる時は、必ず事前にご連絡ください。(名前・続柄等) 連絡のない場合は確認が取れるまでお待ちいただく場合がありますのでご注意ください。

(2) 土曜日保育の利用について

・給食の食数把握及び職員体制を整える為に、土曜日の保育を希望する場合は事前に申し込みが必要です。

・1 号認定の方は土曜日のご利用はできません。

(3) 発熱がある場合

・体温が概ね 37 度以上ある場合やお子さんが普段と様子が違う場合は、健康状態をよく見て無理をさせないで登園を控えてください。又、登園後、概ね 37.5℃を超えた場合はお迎えに来ていただく連絡をいたします。解熱から 24 時間経過するまでは登園を控えてください。

(4) 感染症

・感染症に感染した場合、登園停止期間を経過してから、医師の診断を受けた上で「登園許可書」もしくは「登園届」等を提出の上、登園してください。各用紙は事務室にあります。

(5) 投薬について

・原則薬の投与はしておりません。やむを得ない事情のある場合のみ薬剤情報書、薬連絡票を提出いただいたうえで投与するようになります。

(6) 喫煙

・当園の敷地内及び、駐車場は全て禁煙です。

(7) 宗教活動、政治活動、営利活動

・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、及び営利活動はご遠慮ください。

(8) ホームページや SNS、報道機関等への写真及び映像の掲載について

・当園では保育活動の様子を保護者の皆様をはじめ地域の皆様など多数の方々にご理解いただくために、ホームページや SNS、取材等による報道機関などに保育活動や行事の様子写真や映像を掲載します。その際には名前が特定されないことがないようプライバシーの保護に配慮して掲載いたしますが、写真や映像の使用に際して差し支えがある場合はご連絡ください。